

## 別表第3（第30条関係）

### 特例環境配慮書の構成基準

#### 第1 特例環境配慮書の構成

次に掲げる事項について、次に掲げる順序に従い記載すること。

- 1 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 対象計画の案の名称及び種類
- 3 対象計画の案の内容の概略
- 4 環境に及ぼす影響の評価の結論  
複数の対象計画案について、環境影響評価の項目ごとに比較すること。
- 5 対象計画の案の目的及び内容
  - (1) 目的
  - (2) 内容
  - (3) 事業の必要性
- 6 複数の対象計画案の内容  
次に掲げる事項について、対象計画の案ごとに記述すること。
  - (1) 対象計画の案の策定に当たつての考え方
  - (2) 対象計画の案の内容
  - (3) 対象計画の案の策定に当たり環境上配慮する目標及び方針
  - (4) 環境保全に関する計画等への配慮の内容
  - (5) 対象計画の案の策定に至つた経過
- 7 複数の対象計画案の内容の比較
- 8 地域の概況  
対象計画の案ごとの事業の実施を予定する地域及びその周辺地域について、次に掲げる事項の概況を記述すること。
  - (1) 一般項目（人口、産業その他の地域に関する事項）
  - (2) 環境項目（大気汚染、騒音・振動その他の環境に関する事項）
- 9 環境影響評価の項目  
次に掲げる事項について、対象計画の案ごとに記述すること。
  - (1) 選定した項目及びその理由
  - (2) 選定しなかつた項目及びその理由
- 10 環境に及ぼす影響の予測及び評価  
次に掲げる事項について、対象計画の案ごとに環境影響評価の項目別に記述すること。
  - (1) 現況調査
  - (2) 予測
  - (3) 環境保全のための措置（対象計画の案の策定に当たり配慮した内容を記述すること。）
  - (4) 評価
- 11 対象計画の案ごとの事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれのある地域を管轄する特別区又は市町村の名称及びその地域の町名（地域を明示した地図を添付すること。）
- 12 その他
  - (1) 対象計画の案に基づく事業に必要な許認可等及び根拠法令
  - (2) 特例環境配慮書を作成した者の氏名及び住所並びに特例環境配慮書の全部又は一部を委託した場合にあつては、その委託を受けた者の氏名及び住所（いずれも法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - (3) 特例環境配慮書を作成するに当たつて参考とした資料の目録

#### 第2 特例環境配慮書の体裁

- 1 用紙の規格は、原則として日本産業規格A列4番によること。
- 2 横書き、左とじとすること。